

越前加賀エリアの観光魅力発信事業 業務委託に係る企画提案実施要領

越前加賀広域観光推進協議会（以下「協議会」という。）では、越前加賀エリアの観光魅力発信事業の業務委託に係る企画提案書を募集するので、下記のとおり公示する。

令和6年6月12日

越前加賀広域観光推進協議会
会長 杉本 達治

1 委託業務の概要

- (1) 業務名称：越前加賀エリアの観光魅力発信事業
- (2) 業務内容：別添「越前加賀エリアの観光魅力発信事業」仕様書のとおり
- (3) 委託期間：契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで
- (4) 委託予定金額：7,800千円以内（消費税および地方消費税含む）

2 参加資格

企画提案書を提出することが出来るものは、次に掲げる要件のすべてを満たしているものとする。また、共同企業体を構成して参加する場合は、全ての構成員が次の資格要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 北陸地方に本店、支店又は営業所等を有しており、福井県または石川県の競争入札参加資格名簿に登載されている者であること。
- (3) 参加資格認定の日において現に福井県および石川県の物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中に該当しない者であること。
- (4) 参加資格認定の日において現に民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 次の（ア）から（オ）までのいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）である者。
 - (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律平成3年法律第77条）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - (ウ) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者。
 - (エ) 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者。
 - (オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (6) 国税または主たる事業所の所在地での地方税（都道府県税）を滞納している者でないこと。

3 企画提案への参加表明

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し参加資格の認定を受けなければならない。

(1) 提出書類

次の書類（ア～オ）を各1部提出すること。

(ア) 企画提案参加申込書（別紙様式1）

(イ) 福井県または石川県の競争入札参加資格通知書の写し

(ウ) 企画提案参加事業者の概要、事業内容等が分かる書類（様式は任意）

例：パンフレット、商業登記簿等

(エ) 応募資格誓約書（別紙様式2）

(オ) 国税または主たる事業所の所在地での地方税（都道府県税）を滞納していない者であることを証明する書類（納税証明書等）

(2) 受付期間

令和6年6月12日（水）から同年7月3日（水）までの9時から17時まで
ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。

(3) 提出方法

持参または郵送（必着）にて提出すること。なお、提出後における申込書の追加および変更は認めない。

(4) 提出先

〒910-0004 福井市宝永2丁目4-10

越前加賀広域観光推進協議会事務局（福井県交流文化部新幹線開業課内）あて

電話0776-20-0801 FAX0776-20-0381

電子メール n-aoki-ei@pref.fukui.lg.jp

※郵送の場合は、必ず書留郵便等を利用すること。

(5) 参加資格の認定

参加資格要件を審査し、その結果を令和6年7月5日（金）までに申請者に通知する。

4 企画提案書の提出手続

参加資格を有すると認められた者は、次により企画提案書等を期限内に提出すること。
なお、提出期限までに提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

(1) 提出書類

以下のとおりとする。書類の規格はA4版で作成することとし、様式等は任意とする。

(ア) 企画提案書（以下の内容を盛り込むこと）

・提案概要（提案の狙い、特徴）や基本的な考え方

・仕様書記載事項に対する企画提案

※具体的に記載したものであること

・業務実施スケジュール

・実施運営体制

(イ) 過去に同様の業務を実施したことがある場合は、その履行実績

(ウ) 業務委託見積書（消費税および地方消費税を加算した額を記載）

(エ) その他企画提案を説明するために必要な書類

(2) 提出部数

8部（会社名の記載があるもの3部、会社名の記載をしていないもの5部）

（企画提案書はA4ヨコ、上部2か所ホチキス止め、背表紙等不要）

(3) 提出方法

持参または郵送（必着）にて提出すること。なお、持参の場合は9時から17時（7月10日（水）は12時まで）の間に限ることとし、郵送による場合は、書留郵便等で必着とすること。

(4) 提出期限

令和6年7月10日（水）12時まで（必着）

なお、提出後における提出書類の追加および変更は認めない。

また、提出された企画提案書は返却しない。

(5) 提出先

3の（4）に同じ。

5 実施要領等に関する質問

(1) 実施要領等に関する質問に関しては、令和6年7月3日（水）17時までに

「質問票」（別紙様式3）を電子メール又はFAXにより提出すること。

(2) 提出先は、3の（4）に同じ。

(3) 回答は、質問者および参加申込者全員に電子メールにより行う。

6 参加募集に関する資料の配布

(1) 交付場所および交付方法

越前加賀広域観光推進協議会事務局（福井県新幹線開業課内）で交付、もしくは、福井県新幹線開業課、石川県観光戦略課および両県観光連盟のホームページに掲載しているデータをダウンロードのいずれかの方法によること。なお、郵送での配布は行わない。

(2) 交付期間

令和6年6月12日（水）から令和6年7月10日（水）

7 審査方法等

(1) 選定審査の実施

提出された企画提案書等は、協議会において、公正な書類審査を行い、評価点数の総合得点により、委託先候補者を選定する。なお、提案書類に対する提案者からのプレゼンテーション等は実施しない。

評価は、以下の基準により行う。なお、評価基準の配点等の質問は、一切受け付けない。

<審査基準>

- ①適 格 性：仕様書の内容を的確に踏まえ、事業の目的に結び付く明確かつ具体的な提案がされているか。
- ②実 現 性：事業者が有する知見を反映した、具体的でかつ実現可能な提案内容となっているか。
- ③独 創 性：提案事業者ならではのノウハウや知識・経験を活かした創意工夫や独自性が見られ、効果が見込める提案がなされているか。
- ④実施体制：確実かつ円滑な業務遂行が見込まれるか。
- ⑤経 費：項目ごとの金額は妥当な範囲か。必要な経費が盛り込まれているか。

(2) 選定結果の通知

選定結果については、採否にかかわらず、応募者全員に通知する。なお、審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については非公開とし、審査結果の異議申し立ては一切受け付けない。

8 契約の締結

協議会は、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が整った場合に委託契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

また、次の場合には、協議会は審査結果において総合評価点が次に高い提案者と協議を行うこととする。

- (1) 委託先候補者として選定されたものが、契約の締結に応じないとき
- (2) 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない恐れがあるとき
- (3) その他、著しく社会的信用を損う行為等により、委託が不可能または著しく不適当となるような事情が生じた場合

9 業務の適正な実施に関する事項

- (1) この公告に係る一連の手續および業務の契約等に関する手續において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。
- (2) 本業務により作成された成果物の使用権および著作権は、協議会に帰属するものとする。また、協議会は、ビジュアル、コピー、ロゴタイプなどを、公共の目的のために、協議会使用し、または協議会が指定する者に使用させることができるものとする。
- (3) 知的財産権等について
 - (ア) 本委託業務の目的物の所有権は、当該目的物に相当する委託料が完済されたときに、協議会に帰属するものとする。
 - (イ) 受託者は、すべての成果物が第三者の著作権、特許権およびその他の権利を侵害していないことを保証すること。ただし、協議会の責に帰すべき事由により権利侵害となる場合を除く。
 - (ウ) 産業財産権を受ける権利の対象となる発明または考案（以下「発明等」という。）が主として協議会の技術指導によったものであるときは、その産業財産権は協議会に帰属するものとする。それ以外の発明等は、協議会と受託者の共有に帰属する。
 - (エ) 本委託業務により作成される成果物の著作権の取扱いは次の①から③のとおりとする。
 - ① 受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第27条（翻訳権、翻案権等）、第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利について、協議会に無償で譲渡するものとする。
 - ② 協議会は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号または第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果物を改変しまたは任意の著作者名で任意に公表することができることとする。
 - ③ 受託者は、協議会の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）および第19条（氏名表示権）の権利を行使しないものとする。
- (4) 上記（エ）にかかわらず本委託業務により作成される成果物のうち、協議会と受託者が従来から有していたプログラムなどの著作権は、それぞれ協議会と受託者に帰属する。ただし、受託者が従来から有していたプログラムなどの著作権について、協議会はその非独占的使用権が許諾されるものとする。
- (5) 本委託業務を進めるに当たっては、協議会の担当者と打合せをすることとし、その際には、受託者は協議会に日程等の調整を依頼することとする。なお、打合せに係る費用等については、受託者の負担とする。
- (6) 受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務のスケジュールを作成し、協議会の承認を得ること。
- (7) 受託者は、業務終了後速やかに、仕様書および実施計画書の内容を満たしているこ

とが確認できる報告書を提出すること。

10 スケジュール

6月12日（水）企画提案実施の公告

7月 3日（水）企画提案参加の受付締切、質問事項の受付締切

7月10日（水）企画提案提出物の受付締切

7月中旬 審査

11 その他

- (1) 提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。
- (2) 審査で知り得た内容については無断で使用しない。
- (3) 企画提案に関する経費は全額提出者負担とする。
- (4) その他、不明の点については、協議会事務局に照会すること。

12 問合せ先

〒910-0004 福井市宝永2丁目4-10

福井県交流文化部新幹線開業課内

越前加賀広域観光推進協議会事務局 青木

電話0776-20-0801 FAX0776-20-0381

電子メール n-aoki-ei@pref.fukui.lg.jp

(土・日・休日を除く、9時から17時まで)